

広告募集案内【定価制】
(印刷物広告掲載仕様書)

令和8年度横浜市民防災センター学習ノートに広告を掲載する事業者を以下のとおり募集します。

■対象印刷物

▼表紙画像：前回（令和7年4月）発行分

名 称	令和8年度横浜市民防災センター学習ノート	
内 容	横浜市民防災センターの施設紹介及び体験ツアー後の復習用。	
規格	判 型	A5判
	ページ数	18 ページ
発行部数	5 万部	
発行頻度	年 1 回作成	
発行予定	令和8年4月1日	
配布期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 (なくなり次第配付終了)	
配布方法 (対象者・場所等)	横浜市民防災センターの来場者及び市内各所で配架します。(横浜市庁舎、各消防署など)	
備 考	学習ノートのデザイン案は別添資料を参照 デザインについては大幅に変更になる場合があります。	



■広告内容

掲載場所	スペース (縦×横)	枠数	色数	広告料 (1枠 税込)
P15	30mm×70mm	12 枠	フルカラー	3 万円 ※複数枠購入による割引あり 4 枠：総額から 5%オフ 6 枠：総額から 7.5%オフ 8 枠：総額から 10%オフ 10 枠：総額から 12.5%オフ 12 枠：総額から 15%オフ
P16	30mm×70mm	12 枠		
P17	30mm×70mm	12 枠		
P18	30mm×70mm	12 枠		

※ 広告料には広告代理店手数料を含みます。

※ 掲載場所内における枠の配置については横浜市が決定します。

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。

■原稿の制作等

初稿入稿締切	令和7年12月1日（月）
最終入稿締切	令和7年12月12日（金）

- ※ 広告料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。完全データにて入稿してください。
（データ形式：イラストレーター、文字はアウトライン化）
- ※ 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。
広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。
- ※ 各入稿時には出力見本を添えてください。
- ※ 入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこととなりますが、その場合であっても広告料はお支払い頂きますのでご注意ください。

■申込み

申 込 条 件	<p>広告代理店のほか、広告主自らの申込みも可能です。</p> <p>※お申し込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p>
申 込 方 法	<p>申込書（別紙）をEメール又は郵送で下記申込先へ送付してください。</p> <p>※複数枠のお申込みも可能です。</p>
事業者選定方法	<p>先着順</p> <p>※1日単位とし、毎日17時15分で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。上記時間を過ぎてのお申込は次の日の受付となります。（休庁日前日の17時15分を過ぎたお申込及び、休庁日のお申込は翌開庁日分として取り扱いません。）</p> <p>※同日内に複数件のお申込があった掲載場所は、横浜市が抽選を行い、決定します。ご希望の掲載場所の抽選に外れた場合、別ページでの掲載とさせていただきます。また、全ての募集枠を超える応募があった場合は、横浜市で抽選を行い決定します。</p>
募 集 開 始 日	令和7年8月29日（金）
申 込 期 間	令和7年8月29日（金）～令和7年11月28日（金）
申 込 先	<p>（担当課名）横浜市消防局横浜市民防災センター</p> <p>（所在地）〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-7</p> <p>（TEL）045-312-0119</p> <p>（Eメール）sy-shiminbosai@city.yokohama.lg.jp</p>

令和7年度



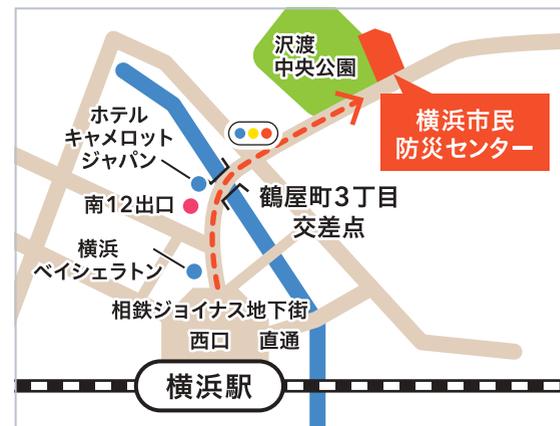
楽しく学んで
しっかり備える

横浜市民防災センター



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

Access



開館時間: 9時15分から17時00分
休館日: 毎週月曜日(祝日の場合開館、次の平日が休館)
年末年始(12月29日から1月3日まで)
入館料: 無料

徒歩ルート

横浜駅(JR、相鉄、京急、市営地下鉄、東急、みなとみらい線)西口より徒歩約10分。

バスルート

「市民防災センター前」より徒歩1分、「鶴屋町3丁目」より徒歩3分。

その他

駐車場はありません。
周辺の駐車場をご利用いただくか公共交通機関をご利用ください。

Information



役立つ防災テクニック・幼児向け防災コンテンツ・消防音楽隊の取組を発信する『BOSENちゃんねる』



横浜市民防災センター広告事業について



当館では防災に関する物品等の展示により来館者の備えのヒントへ繋げるため、広告事業を行っております。



横浜市民
防災センター
ウェブサイト



横浜市民
防災センター
Facebook



横浜市消防局
Instagram



横浜市消防局
X



〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-7 TEL:045-411-0119
受付専用ダイヤル: 045-411-0119 (受付時間 9:15 ~ 16:45)

FLOOR MAP

フロアマップ

2F

ダイワハウス presents
マンション防災考えるーム

減災トレーニングルーム

火災シミュレーター

VR自由体験コーナー

1F

BO
SAI
CAFE

地震シミュレーター

エントランス

授乳室

災害シアター

地震・火災体験ツアー

所要時間：60分

地震・火災体験ツアーでは、地震や火災の発災前の備えの大切さや、日頃から注意すること、発災後の行動を学ぶことができます。



災害シアター

横浜に起こりうる災害を臨場感あふれる映像で身近に体験できます。



地震シミュレーター

最大震度7の揺れが体験でき、過去の地震、戸建住宅や超高層ビルの揺れなど、様々な揺れが体験できます。車いすの方も体験可能です。



火災シミュレーター

消火器を使った消火体験と、煙からの避難行動を体験できます。煙体験は体に害のない煙を充満させ、外からも煙や避難の様子を見学できます。



減災トレーニングルーム

避難までの流れを疑似体験し、災害から身を守る行動を学びます。

地震発生時の防災情報

大きな地震が起きたら、冷静に対応するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。地震が起きても、あわてず、落ち着いて行動するために、「その場に合った身の安全」を身につけましょう。

⚠️ 緊急地震速報が鳴ったり、小さな揺れを感じたら、ただちに自分の身を守る行動を！

頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる

💡 適切な場所がないときは、手近のクッションなどで頭を保護する。

あわてて飛び出したりしない

揺れがおさまったら、ドアや窓を開けて逃げ道を確保する



家具転倒防止対策

地震が発生したとき、ご自身やご家族の身を守るためには、家具の転倒防止対策を行うといった日ごろからの備えが大切です。転倒によるけがの防止だけではなく、避難経路をふさがないためにも家具の転倒防止対策は必要です。しっかりと固定しましょう。また、ポール式器具とストッパー式器具などを組み合わせて使うことで効果がUPします。



避難する場所を知っていますか？

自宅の倒壊や火災によって危険であるときは、避難場所まで避難しましょう。周りの状況に応じて、避難ルートを考えましょう。また、危険がない場合はあえて避難する必要はありません。



💡 **在宅避難や地域防災拠点以外で被災生活を送る避難者も、地域防災拠点で、物資や情報が得られます。**

在宅避難

自宅に倒壊や焼損、浸水、流出の危険性がない場合に、そのまま自宅で生活を送る方法。

地域防災拠点

市内1箇所でも、震度5強以上の地震を観測した場合に開設します。避難者が一時的に生活するための最低限の食料・水を備蓄しています。

住宅用火災警報器

火災の発生を警報音や音声でいち早く知らせるもので、全ての住宅に設置が義務付けられているものです。



定期点検の方法

- テストボタンを押す。または引きひもを引っ張る。
- 警報音(ブザーや音声)を確認する→警報音はすぐに止まる。

10年たったら取り換える

- 住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に取り換える。

Let's Learn!

横浜市民防災センターで学ぼう!

火災の原因

火災の原因はたばこ・放火・食用油の過熱出火・ストーブ・ローソク・電気器具など、様々なものがあります。

寝たばこは絶対にしない、家のまわりに燃えやすいものを置かないなど、**「出火させない」「放火させない・させない」環境をつくる**ことが大切です。



煙の恐ろしさ

の中には色々な有害物質が含まれています。中でも発生量が多くあらゆる燃焼物から発生するのが一酸化炭素です。**焼死者の多くは、煙を吸い込み**一酸化炭素などの有害物質によって**意識が無くなったことによる逃げ遅れ**です。

煙の中の避難のポイント

走らず落ち着いて移し、**煙を吸わないように、タオルやハンカチで鼻や口をおおう**。また、煙は上にたまりやすいので姿勢を低くして煙の層を避け、煙を多く吸う原因となるため、**むやみに大きな声を出したり、慌てて騒がない**ことが大切です。



風水害体験ツアー

基本コース：60分

キッズコース：60分（対象年齢：小学生）

共助コース：120分



減災トレーニングルーム

プロジェクションマッピングで大雨や洪水の体験や、AR機器（拡張現実）を活用し、「今いる場所が浸水したらどうなるのか」を視覚で確認します。



災害シアター

風水害発生時に必要な情報収集の方法や警戒レベルについて、映像で学習します。



マイ・タイムライン作成

一人ひとりの風水害時の避難行動をあらかじめ計画し、災害発生時に的確な避難行動がとれるようにマイ・タイムラインを作成します。

風水害発生時の避難情報

避難のサイン

河川氾濫の危険

テレビ、ラジオ、横浜市HPなどで気象情報を確認する。



土砂災害の危険

小石がパラパラ落下、斜面に湧水が発生、斜面に亀裂が発生するなど。



避難行動

水平避難 (立退き避難)



安全な場所へ避難

(指定緊急避難場所等の避難場所や親戚の家など)

垂直避難



頑丈な建物の2階以上または、
近隣の高い建物へ避難

危険性に応じた避難行動をとりましょう

お役立ち情報

河川氾濫
情報



わいわい
防災マップ



Let's Learn!

横浜市民防災センターで学ぼう!

風水害警戒レベルとは

集中豪雨や台風などによって、水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、どの情報をもとに、どのタイミングで避難をするかなど防災情報の意味が理解でき、それぞれの状況に応じて、適切な行動ができるよう、**災害発生の危険度と住民の方々がとるべき行動を5段階で示した**ものです。

警戒レベルは、災害発生の危険度が
高くなるほど数字が大きくなります。

警戒
レベル

5

緊急安全
確保

命の危険。直ちに安全確保

警戒
レベル

4

避難指示

危険な場所にいる人は全員避難

警戒
レベル

3

高齢者等
避難

危険な場所から高齢者等は避難

警戒
レベル

2

ハザードマップなどで避難行動を確認

警戒
レベル

1

災害への心構えを高める

避難とは「難」を「避」けることであり安全を確保することです。**避難場所に行くことだけが避難行動ではありません。**災害時に自宅でも安全を確保できる場合には、在宅避難に努めてください。**また、行政が開設する避難場所だけでなく、安全な親戚や友人宅も避難場所としておくなど事前に避難行動や避難場所を検討しましょう。**

ハザードマップとは

ハザードマップとは、自分の住んでいる地域や学校周辺などで台風・大雨といった災害が起こったときに、**どこにどのような危険があるか、また、災害が起こった場合はどこに避難したら良いのか**という情報を地図上にまとめたものをいいます。

詳しくはこちらを
ご覧ください。

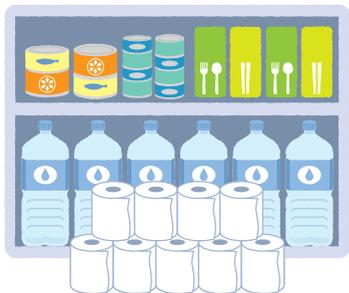


浸水ハザードマップ

災害時に必要なもの

備蓄品

地震の後、ライフライン（電気、水道、ガス）が止まったときに備えて家などに蓄えておくものです。（最低3日分）（最低3日分、できれば1週間分）



飲料水（1人3日分で9ℓ目安）、食料品、トイレパック（1人3日分で15個程度）・・・等

非常持出品

避難時にすぐに持ち出せる必要最低限のもの。



懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品、常備薬、身分証明書、現金・・・等

☑ 災害発生直後は食料や日用品の購入が難しくなります。

☑ 備蓄する量の目安は最低3日分、できれば1週間分です。

☑ 家族構成や生活スタイルに合わせて、食料や日用品を少し多く買い備えて、備えたものを順番に使いながら新たに買い足していく循環型備蓄（ローリングストック）という考え方もあります。

クイズ

よこはま防災 e-パーク
いつでも・どこでも・災害に備えるうえで
必要となる知識を身近に学ぶことができます。



Q1 火災が発生したときは、「**火事だ!**」と大きな声で叫んで、周囲の人へ知らせる!

また、必ず [①] 番に通報しましょう。
出火直後で火がまだ天井に届いていない段階では [②] が可能な場合があります。



Q2 < 消火器 >

[③] を抜く。 [④] の先を持つ。 [⑤] を強く握る。
放射時間は約 [⑥] 秒、放射距離は [⑦] m 程度。
必ず避難経路を確認してから消火しましょう。
火が天井まで届いてしまっている場合は
消火はあきらめて、避難をしましょう。



Q3 危険な場所にいる住民が「全員避難」する警戒レベルは、 [⑧] である。



Q4 高齢者や避難に時間がかかる人が避難を開始するのは、 [⑨] である。



答え

①119、②初期消火、③ピン、④ホース、⑤レバー、⑥15、⑦3～5、⑧警戒レベル4、⑨警戒レベル3

体験プログラム

こちらは30分から60分で緊急時や災害時に役立つ知識を身につけることができる7種類のプログラムです。

みんなぜひ
体験してくれよな!



詳しくは
ホームページを
ご覧ください。



1. 災害時に役立つ ワークショップ

身近にある新聞紙やゴミ袋を使って、避難所等で役立つ防災スリッパやレインコートの作り方を学びます。

所要時間：30分



4. 避難所課題 解決ゲーム

避難所で起こりえる様々な課題解決方法についてグループで話し合い、避難所を運営するときの基本的な知識を学びます。

所要時間：60分



2. コミュニケーションボード

絵や記号などが記載されているコミュニケーションボードを使用し、意思の伝達方法を学びます。

所要時間：30分



3. 水災害体験

集中豪雨などで住宅地等が浸水した時の扉にかかる水圧や強い水流の中の歩行を体験し、早期避難の大切さを学びます。

所要時間：30分



5. 災害時要援護者体験

身体の動きや機能が制限された状態を疑似体験し、災害時において支援する場合の注意点を学びます。

所要時間：30分



7. マンション防災考えろーム

マンションにおける地震や火災発生時の備え等、実際の設備を見て体験しながら学びます。

- 住民向けコース
 - 管理組合向けコース
- いずれかのコースをお選びいただけます。
※詳細はP.13をご参照ください。

所要時間：30分

6. 防災講話

地震・火災・風水害のいずれかを選択していただき、その災害に関する知識や役に立つ行動を講義形式で学びます。

所要時間：30分

その他の施設

ダイワハウス presents マンション防災 考えろーム

マンションのキッチンやベランダ等を再現したコーナーです。家庭内の危険な箇所や避難器具等の取り扱い方法、また、管理者としての発災時の対応等について学ぶことができます。選択するコースによっては、消防訓練として報告することができます。
※原則、体験プログラムのご案内となりますが、空きがある場合は自由体験可能です。



VR自由体験コーナー

災害への備え、災害発生時及び災害発生後に活用できる情報等が掲載されています。防災情報の閲覧やVR体験、通報訓練などができます。



BOSAI CAFE



BOSAI CAFEでは、飲食をしながらおくつろぎいただけます。また防災、災害に関するパネルの展示等もっています。

慌てないための備え

非常持出品を考えてみよう!

-
-
-
-
-
-

連絡方法を考えてみよう!

連絡手段 ▶

▶

▶

連絡先① ▶

連絡先② ▶

連絡先③ ▶

集合場所

① ▶

② ▶

③ ▶

避難場所

自宅からの避難経路 ▶

避難場所① ▶

避難場所② ▶

詳しい情報は
こちらから!

横浜市
防災情報
Eメール



横浜市
避難ナビ



NHK
ニュース・
防災アプリ



Yahoo!
防災速報



広告 1 2 枠

広告 1 2 枠

広告 1 2 枠

広告 1 2 枠

広告掲載申込書（印刷物：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	令和8年度横浜市民防災センター学習ノート		
	広告内容			
	掲載場所 希望する箇所に申し込み枚 数を記入してください。	P15__ 枠 P16__ 枠 P17__ 枠 P18__ 枠	※希望しているページが満枠の際は、別ページでの掲載とさせていただきます。御了承の程よろしくお願いいたします。	
契約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）